

公益財団法人東京都トラック交通遺児等助成財団
役員等の報酬等及び費用に関する規程

(総則)

第1条 公益財団法人東京都トラック交通遺児等助成財団（以下「本財団」という。）の定款第15条及び第29条に基づく役員及び評議員に対する報酬等及び費用については、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第12条に基づき置かれる者をいう。
- (2) 役員とは、定款第23条に基づく理事及び監事をいう。
- (3) 役員等とは、前第1号及び第2号の者をいう。
- (4) 常勤役員とは、本財団の職務に常時あたる役員をいう。
- (5) 非常勤役員とは、役員等のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (6) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務の対価として受け取る財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区別されるものとする。
- (7) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の種類)

第3条 常勤役員には、報酬等は支給しない。

2 非常勤役員及び評議員には、報酬を支給することができる。

(報酬等の区分と決定)

第4条 役員等の報酬等は、以下の通りとする。

- (1) 非常勤理事の報酬等は、別表第1「非常勤理事報酬等基準表」により支給する。
- (2) 非常勤監事の報酬等は、別表第2「非常勤監事報酬等基準表」により支給する。
- (3) 評議員の報酬等は、別表第3「評議員報酬等基準表」により支給する。

(費用)

第5条 本財団は、役員等がその職務の遂行にあたって負担した費用については、請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の議決により行うものとする。

附 則

この規程は、令和2年2月17日から施行する。

【別表第1】非常勤理事報酬等基準表

理事会出席等、出勤の都度・・・・・・・・・・2,000円

【別表第2】非常勤監事報酬等基準表

理事会・評議員会出席等、出勤の都度・・・・・・・・2,000円

監査報告書の作成・・・・・・・・・・20,000円

【別表第3】評議員報酬等基準表

評議員会出席の都度・・・・・・・・・・2,000円

なお、上記報酬等額には、源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額は含まれないものとする。